

○松山広域福祉施設事務組合特別養護老人ホーム設置条例

制 定 昭和 51 年 12 月 1 日条例第 8 号
改 正 平成 6 年 3 月 1 日条例第 3 号

(設置)

第 1 条 老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 1 5 条第 3 項の規定により特別養護老人ホームを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 特別養護老人ホームの名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
久 谷 荘	松山市恵原町甲 9 4 0 番地

第 3 条 この条例の施行について必要な事項は別に組合長が定める。

付 則

この条例は、愛媛県知事の許可の日から施行する。

付 則（平成 6 年 3 月 1 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。